

平成30年7月6日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

## 「閑散期誘客拡大事業」に関わる企画提案の公募について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、北海道への観光客誘致活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に関わる委託業務について、企画提案を募集することと致しました。

つきましては、次のとおりご案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

敬具

### 記

1. 事業名  
閑散期誘客拡大事業委託業務
2. 事業目的  
観光需要が低迷する北海道の閑散期（11月～4月）の入込客・宿泊客の拡大、通年化による持続的な発展を図るため、「食」「景観」「体験」「イベント」等北海道におけるこのシーズンだからこそその旬の魅力を活用した一般消費者向けのプロモーションを実施し、道内外からの誘客を図る。
3. 事業概要  
別紙「企画指示書」のとおり
4. 参加表明について
  - (1) 表明期限 平成30年7月13日（金）17時まで
  - (2) 表明方法 別紙「参加表明書」によりFAXで提出すること。
  - (3) FAX番号 011-232-5064
  - (4) 提出先 広報・国内プロモーショングループ 土居
  - (5) E-mail [i\\_doi@visithkd.or.jp](mailto:i_doi@visithkd.or.jp)

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

広報・国内プロモーショングループ 土居

TEL 011-231-5881/FAX 011-232-5064

e-mail [i\\_doi@visithkd.or.jp](mailto:i_doi@visithkd.or.jp)

## 「閑散期誘客拡大事業」委託業務 企画指示書

### 1. 委託事業名

閑散期誘客拡大事業委託業務

### 2. 目的

観光需要が低迷する北海道の閑散期（11月～4月）の入込客・宿泊客の拡大、通年化による持続的な発展を図るため、「食」「景観」「体験」「イベント」等北海道におけるこのシーズンだからこそその旬の魅力を活用したプロモーションを実施し、道内外からの誘客を図る。

### 3. 事業期間

平成30年委託契約日から～平成31年4月末

※但し委託事業の契約は平成30年委託契約日から平成31年3月31日まで

### 4. 企画提案しようとする者に必要な資格

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 5. 委託業務内容

#### (1) 素材整理

- ① 温泉数全国一を誇る北海道各地の「温泉」や閑散期にあたるシーズンにこそ楽しめる「食」、「景観」、「体験」、「イベント」等をピックアップし、掘り下げるとともに、付近の立ち寄りどころと合わせてプチ旅行プランを提案すること。

- ② プチ旅行プランは「晩秋・初冬」、「冬」、「早春」の3期に分け、各4本以上とする。
- ③ 提案にあたっては、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」の書き下ろしイラストを新たに期別に作成し、活用すること。(イラスト1パターン8万円+税)

(2) プロモーション

① 「閑散期キャンペーン」の企画提案と実施

ア. 旅行会社とのタイアップ

旅行会社とタイアップし、マーケットセグメントを考慮した、閑散期シーズンならではの「食」、「景観」、「体験」、「イベント」等の付加価値をつけた魅力ある閑散期限定の旅行商品造成を行うこと。

(ア) 旅行会社の役割：旅行商品の造成、販売

旅行商品の販売は、平成30年10月～平成31年4月を目安とすること。

(イ) 委託事業者の役割：旅行会社への働きかけ・調整、旅行商品の PR

旅行会社はネット系・リアル系、エントリー数は5社以上とし、エージェントの選択理由、およびプラン想定数を提案すること。

イ. WEBサイトの展開

機構 HP 管理者と十分調整の上、「閑散期キャンペーン専用 WEB サイト」を制作し、閑散期の北海道の魅力を道内外に情報発信すること。

(ア) 展開期間

平成30年10月～平成31年4月

(イ) 内容

- ・ 4. (1)の内容を盛り込んだ魅力ある記事の掲載、情報の更新、SNS との連携などにより全道各地の様々な閑散期の魅力を発信すること。また契約期間終了後、内容について機構 HP に管理者が掲載できるようにする。
- ・ WEB サイトから 4. (2)①アで造成した旅行商品の販売サイトへの誘導により、閑散期の宿泊客の拡大が図られるよう工夫すること。
- ・ WEB サイト活用で、閑散期の北海道観光のアンケート調査を実施すること。

ウ. 北海道旅行博への出展

「閑散期キャンペーン」により、行動を起こしてもらいやすい域内消費市場（道内客）に向けて、特に旅行の興味関心層・検討層が集まる「北海道旅行博」へのブース（幅5m×奥行2m）出展でプロモーションを実施すること。

(ア) 開催期間

平成30年11月3日～4日

(イ) 内容

- ・ ア. 旅行商品とイ. WEB サイトの認知度向上および WEB 申込数獲得の施策
- ・ WEB サイトを活用した閑散期の北海道観光についてのアンケート調査
- ・ 当該イベントへの出展ができない市町村のパンフレット配布
- ・ これらに考慮し存在感あるブース造作を含んだ実施案を提案すること。
- ・ イベント出展においては、主催者との連携により各種告知とセットで効

果を最大化すること。

エ. 広告効果について

「閑散期キャンペーン」の広告効果について、金額換算したデータを企画書に明記すること。

② ノベルティの作成

アンケート回答者（抽選）向け及び閑散期 PR につながる他事業で実施するプロモーション等で活用できるよう、(1) で作った期別の「キュンちゃん」を活用したノベルティを作成すること。

③ WEB サイトを活用した情報発信、キャンペーンへの誘導

有力 WEB メディアとの連携、SNS を活用した情報拡散、Web 広告などを活用すること。また、可能な限り、無料パブリシティも活用すること。

6. 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を、報告書として提出すること。

(1) 報告書の内容について

① 広告の換算額、WEB サイト UU 数、アンケート結果・回答数、旅行商品の人泊数等により事業実施の効果を測定し、まとめること。

【平成 30 年度キャンペーンの目標設定数値の目安】

- ・対象宿泊プラン利用による人泊数 150,000 人泊以上 (H29 年度: 140,901 人泊)
- ・専用サイト UU 数 39,000 人以上 (H29 年度: 36,276 人)

② 事業実施による効果の検証方法を可能な限り企画提案の内容に盛り込むこと。

(2) 提出部数 2 部

7. 予算上限額

12,000 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

8. 今後のスケジュール

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 事業説明会     | 実施しません。             |
| (2) 当事業への参加表明 | 7 月 13 日 (金) 17 時まで |
| (3) 企画提案書提出   | 7 月 27 日 (金) 15 時まで |
| (4) 審査会       | 7 月 31 日 (火) 予定     |
| (5) 結果通知      | 8 月上旬予定             |

9. 留意事項

- (1) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (2) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (3) 審査基準は、委託業務の企画提案のほかに次の項目を含めて、総合的に判断する。

① 実施体制・業務遂行能力

ア. 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ. 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

② 業務遂行手法の妥当性

ア. 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。

イ. 経費の積算は、適正かつ効率的なものとなっているか。

10. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、FAXにより申込すること。

- (1) 表明期限 平成30年7月13日(金) 17時(必着)
- (2) FAX用紙 別紙のとおり
- (3) FAX番号 011-232-5064
- (4) 表明先 広報・国内プロモーショングループ 土居

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成30年7月27日(金) 15時(必着)
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構  
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
広報・国内プロモーショングループ 土居
- (3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部  
※1部のみ社名を記入、残り5部は無記名で提出願います。

12. お問い合わせ先

広報・国内プロモーショングループ 土居

電話:011-231-5881 FAX:011-232-5064

E-mail: i\_doi@visithkd.or.jp

# 参加表明書

期限 平成 29 年 7 月 13 日 (金) 午後 5 時まで

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構

広報・国内プロモーショングループ 土居

「閑散期誘客拡大事業」委託業務に係る  
企画提案の参加表明をします。

|      |        |
|------|--------|
| 会社名  |        |
| 担当社名 | 部署・役職： |
|      | 氏名：    |
| 連絡先  | TEL    |
|      | FAX    |
|      | Email  |